



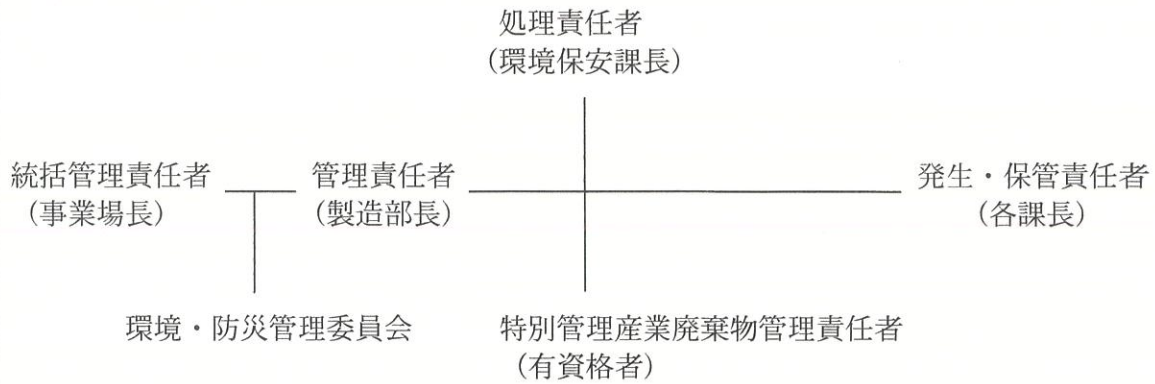
(第 1 面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2025年04月11日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 愛知県東海市新宝町31番6	
氏 名 東レ・デュポン株式会社東海事業場	
東海事業場長 土屋 剛	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 052-603-5181	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東レ・デュポン株式会社 東海事業場
事業場の所在地	愛知県東海市新宝町31番6
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①・事業の種類	18：プラスチック製品製造業 11：繊維工業
②事業の規模	製品出荷額：15,018百万円
③従業員数	230名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	A. 引火性廃油：主に優良認定処理業者に委託して燃料として再資源化。他は焼却後、セメント原料もしくは埋立処分 B. 腐食性廃酸：主に再生利用業者に委託して硫酸として再生販売。他は焼却後、セメント原料もしくは埋立処分 C. 特定有害廃油：優良認定処理業者に委託して蒸留により有効成分を回収している。

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①・ 現状	【前年度（2024年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性廃アルカリ
	排 出 量	267.4 t	65.4 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組) (1) 工程安定化、収率改善			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性廃アルカリ
	排 出 量	200 t	76 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) (1) 引き続き工程安定化、収率改善に取り組む。 (2) 品種切り替え作業時の糸切れ防止を検討する。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類別に分別、保管している
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 予定なし（現在の取り組みを継続）

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 実績なし		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 予定なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 実績なし		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 予定なし		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①・ 現状	【前年度（2024年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
	(これまでに実施した取組) 実績なし			
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①・ 現状	【前年度（2024年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性廃アルカリ
	全処理委託量	267.4 t	65.4 t	0.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	267.4 t	65.4 t	0.0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)			
	(1) 廃棄物の再生利用、熱回収に主眼をおき、再生利用業者及び熱回収を行う業者へ委託処理を行い、最終処分量の低減を進めてきた。 (2) 委託処分先を複数化し、リスク分散に努めてきた。 (3) 委託契約前や委託後に定期的に現地点検を行い、適正処理できていることの確認や不備な点があれば改善を提言している。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸
	全 処 理 委 託 量	2 0 0 t	7 6 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	2 0 0 t	7 6 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 処理先に優良認定処理業者や認定熱回収業者を認定するように働きかける。		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 （ポリ塩化ビフェニル 廃棄物を除く。）	332.8 t	
	(今後実施する予定の取組) 運用済み		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。